



個別課題に対する取組及び方向性について (食品ロス・高齢化・経済的手法・まち美化・災害廃棄物・生活排水)

廃棄物に関する方向性

01 | 食品ロス

02 | 高齢化

03 | 経済的手法

04 | まち美化

05 | 災害廃棄物

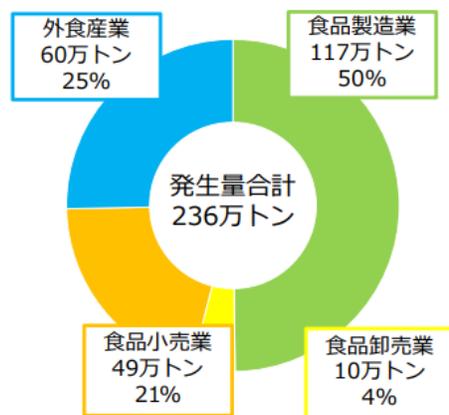
06 | 生活排水

食品ロスに係る国の動向

- 日本の食品ロスは約472万トン(2022年度)であり、世界の食料支援量よりも多い状況
- 持続可能な開発のための2030アジェンダでも取り上げられ、世界的な問題
- 食品ロスの削減の推進に関する法律が制定(2019年10月施行)、食品ロス削減推進基本方針で、食品ロスの削減に係る目標が設定(2020年3月)

- 我が国の食品ロスは472万トン ※農林水産省・環境省「令和4年度推計」
- 食品ロスのうち事業系は236万トン、家庭系は236万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

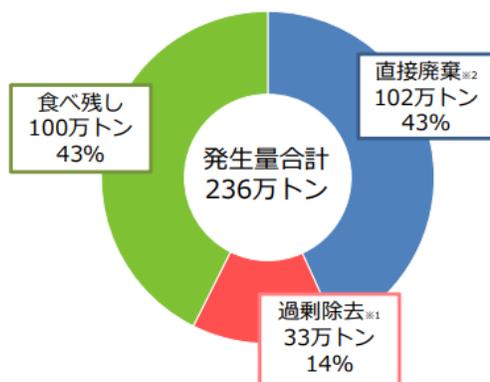
事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳



製造・卸・小売事業者
○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者
○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳



※1: 野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2: 未開封の食品が食べずに捨てられている

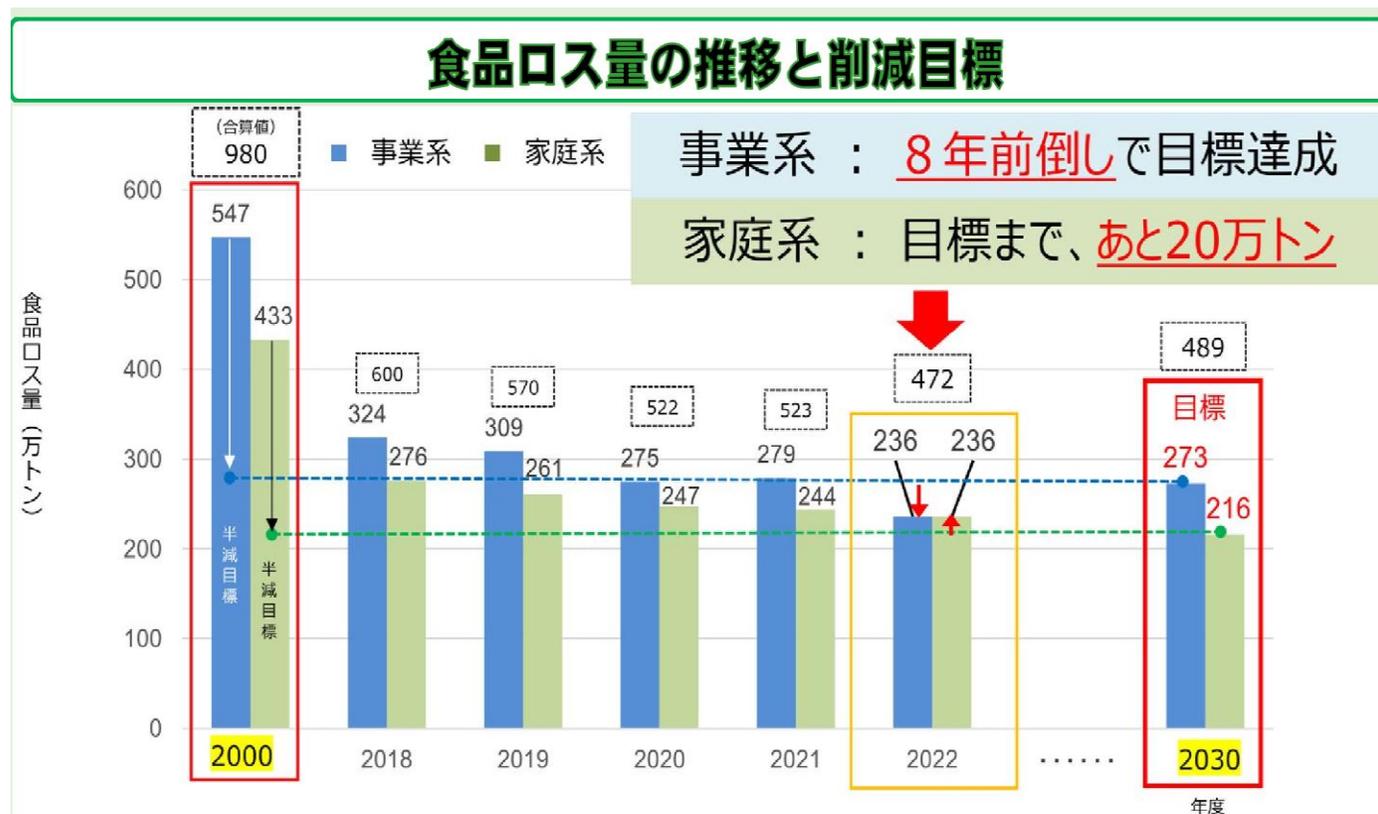
《食品ロス削減に係る目標》

- ・家庭系・事業系食品ロス量
2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減
- ・食品ロス削減に取り組む消費者
食品ロスの削減に取り組む消費者割合を80%

食品ロスに係る国の動向

○食品ロス基本方針の改定（2024年7月食品ロス削減推進会議）

- ・食品ロス削減に向けた「新たな目標」設定を2025年3月までに行う
- ・「食品ロス削減」「食品寄付促進」「食品アクセス確保」の3つの施策が一体的に取り組めるよう関係省庁で申し合わせを実施（概念を「食の環（わ）」と呼ぶ）



《見直しに係る経緯》

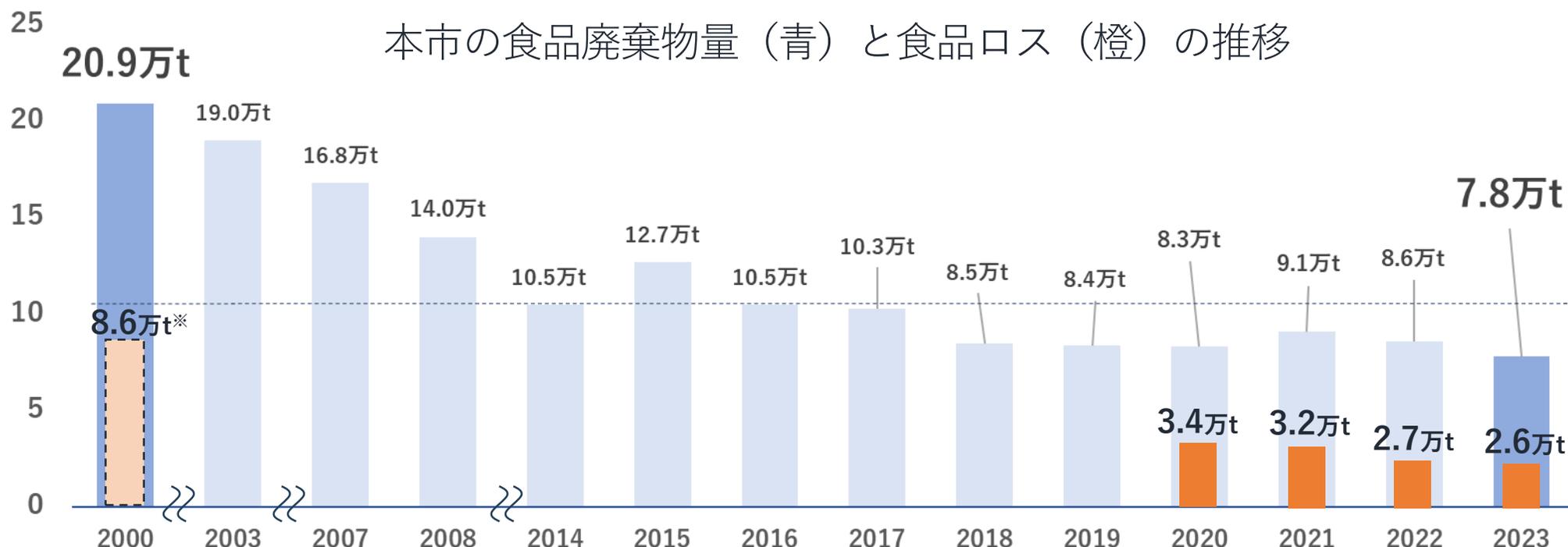
直近（2022年度）の食品ロスは着実に減少
事業系・家庭系食品ロスともに236万トン

- ・事業系食品ロス量
半減目標を8年前倒しで達成
- ・家庭系食品ロス量
半減目標まであと20万トン

食品ロスに係る現状と課題

○本市における食品廃棄物量と食品ロスの状況

【課題】本市推計では、国が定めた食品ロス目標の「2030年度までに、2000年度比で半減」は達成しているものと考えられるが、改定される食品ロス基本方針を踏まえ、更なる減量が必要



食品廃棄物量 : 焼却ごみ中の厨芥類（家庭系＋事業系）＋一般廃棄物収集運搬業者の申告に基づく厨芥類資源物量
焼却ごみ中の厨芥類、食品ロス量は、焼却ごみ（家庭系、事業系）の組成（3か年移動加重平均）から算定

食品廃棄物 : 食品ロス＋調理くず等

食品ロス : 直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去

2023年度の内訳：家庭系が約7割、事業系が約3割。※食品廃棄物中の食品ロスは約3割

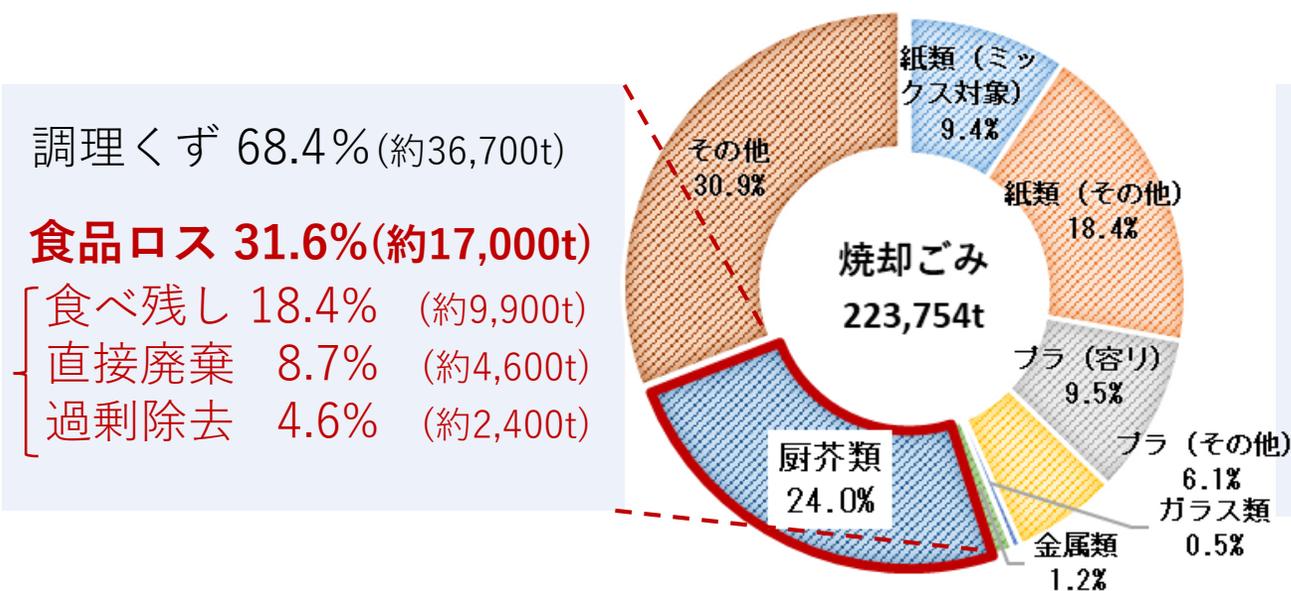
※2000年度の食品ロス量：2019年に食品ロス法の施行に伴い、2020年度から食品ロス量の把握を実施。そのため、2000年度は2020年度の食品ロス量を参考に簡易推計

食品ロスに係る現状と課題

○本市の現状（2023年度）

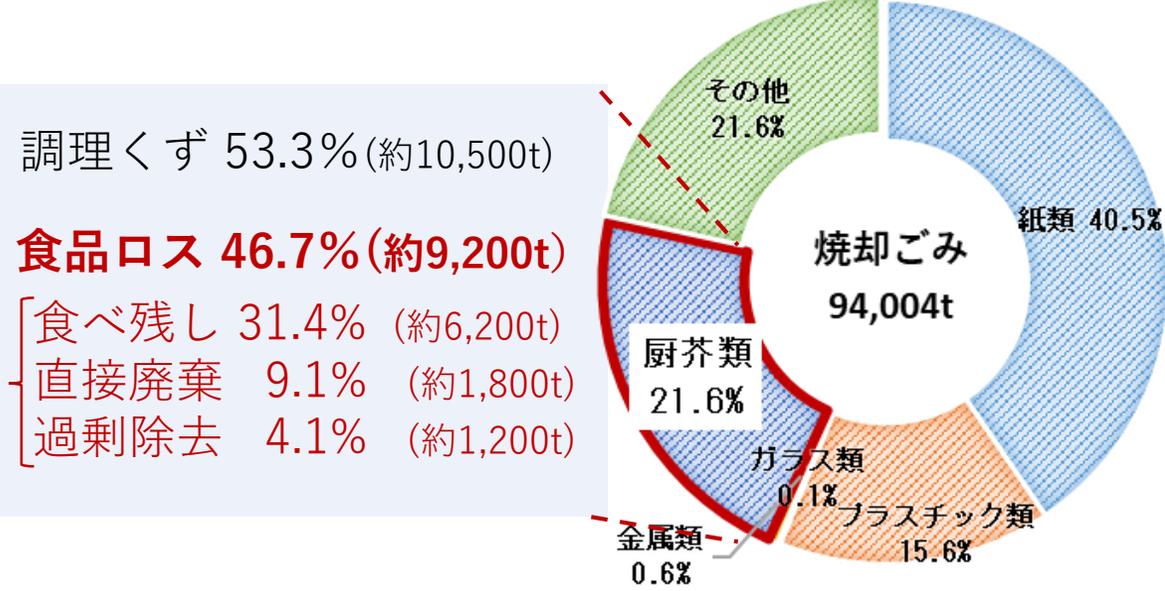
- ・家庭系は約1万7千トンで「食べ残し」「直接廃棄」「過剰除去」の順に廃棄量が多い状況
- ・事業系は約9千トンで「食べ残し」「直接廃棄」「過剰除去」の順に廃棄量が多い状況

家庭系食品ロスの現状（焼却量の内訳）



※食品ロス（直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去）
 ※家庭系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から算定
 ※その他：可燃、不燃ごみ、草木類、繊維類、紙おむつ等

事業系食品ロスの現状（焼却量の内訳）



※食品ロス（直接廃棄＋食べ残し＋過剰除去）
 ※事業系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から算定
 ※その他：紙おむつ、繊維類、草木類等

食品ロス等に係る取組

○本市の主な取組

「3010運動」の呼びかけ



・宴会時等の食べ残しを減らすため「乾杯後30分間」は席を立たずに料理を楽しむ、「お開き10分前」は自席に戻って、再度料理を楽しむ呼びかけ運動

「フードドライブ」の普及



・家庭で使いきれない食品の回収を行い、持ち込まれた食品は「フードバンクかわさき」等に渡し、必要世帯等に渡している（2023年度末回収量3,986kg）

食品ロス削減協力店制度等



・飲食店による食べきりや、食品小売店による売りきりの推進など、食品ロスの削減に取り組む店舗をホームページで紹介（2023年度末登録数686店舗）
・大規模商業施設と連携した食品ロス削減イベントを実施（2023年度3回）

生ごみリサイクルリーダーの派遣



・小学校等への生ごみの減量化・リサイクルに係る環境教育の実施（2023年度2,250人）

- 改定される食品ロス基本方針を踏まえた食品ロス削減及び食品廃棄物の取組の充実
 - ・フードドライブ等の拡充、SNS・アプリを活用した市民・事業者の意識を変える啓発
 - ・食品リサイクルルートへの誘導、小売事業者や製造事業者との連携強化

廃棄物に関する方向性

01 | 食品ロス

02 | 高齢化

03 | 経済的手法

04 | まち美化

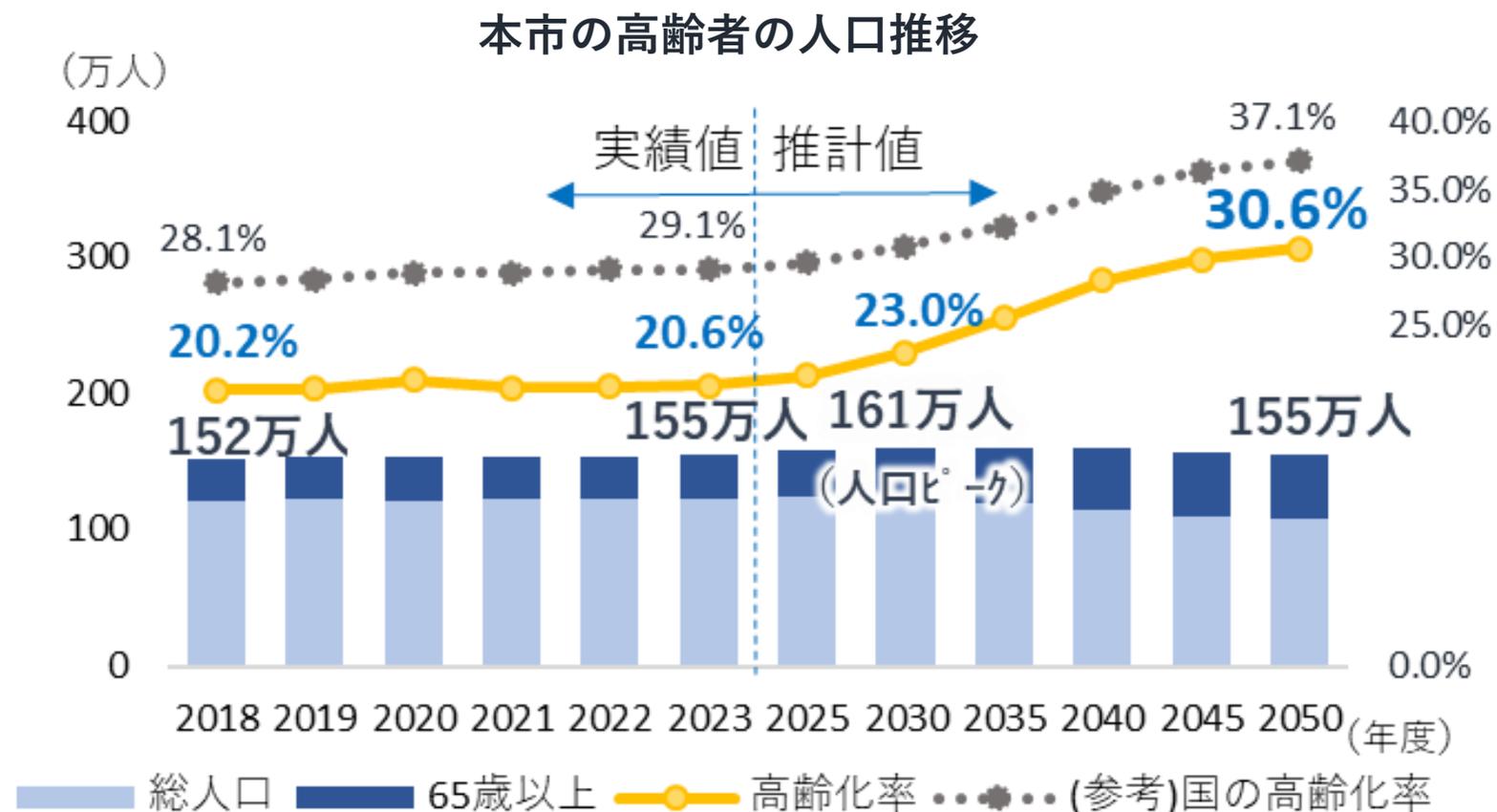
05 | 災害廃棄物

06 | 生活排水

高齢化に係る現状と課題

○本市における高齢化の状況等

【課題】本市の将来人口推計では、2030年まで人口増加が続き、ピーク時は161万人となり、高齢者人口は増え続ける見込みであり、高齢化率は上昇を続け2050年には約3割に達する見込み
高齢化に伴い使用済み紙おむつの増加とごみ出しの困難者の増加が見込まれる

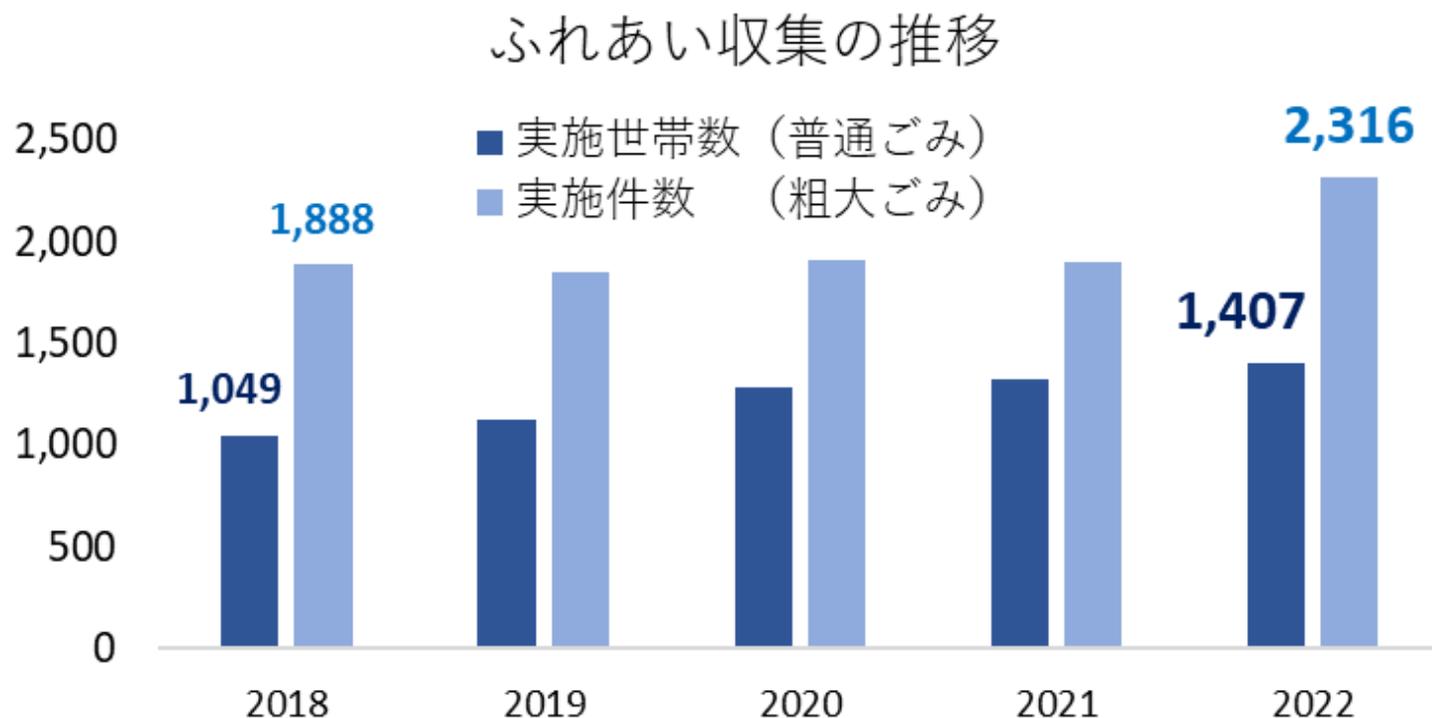


出典：川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた
将来人口推計（更新版）R4.2
：内閣府 令和6年版高齢社会白書p3（R6.6.21）
を基に川崎市作成

高齢化に係る取組

○ふれあい収集等（川崎市）

- ・ 自らが一定の場所まで家庭ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、
ごみを排出者宅前又は所定の場所まで直接収集する「ふれあい収集」を2000年から実施
（対象者：65歳以上の一人暮らしの高齢者や一人暮らしの障がい者）
- ・ 日々のごみ収集等を通じた見守りサービスとの連携（2020年度）
- ・ 引越しや遺品整理等に伴う一時的に多量排出される家庭系ごみの収集制度開始（2020年度）

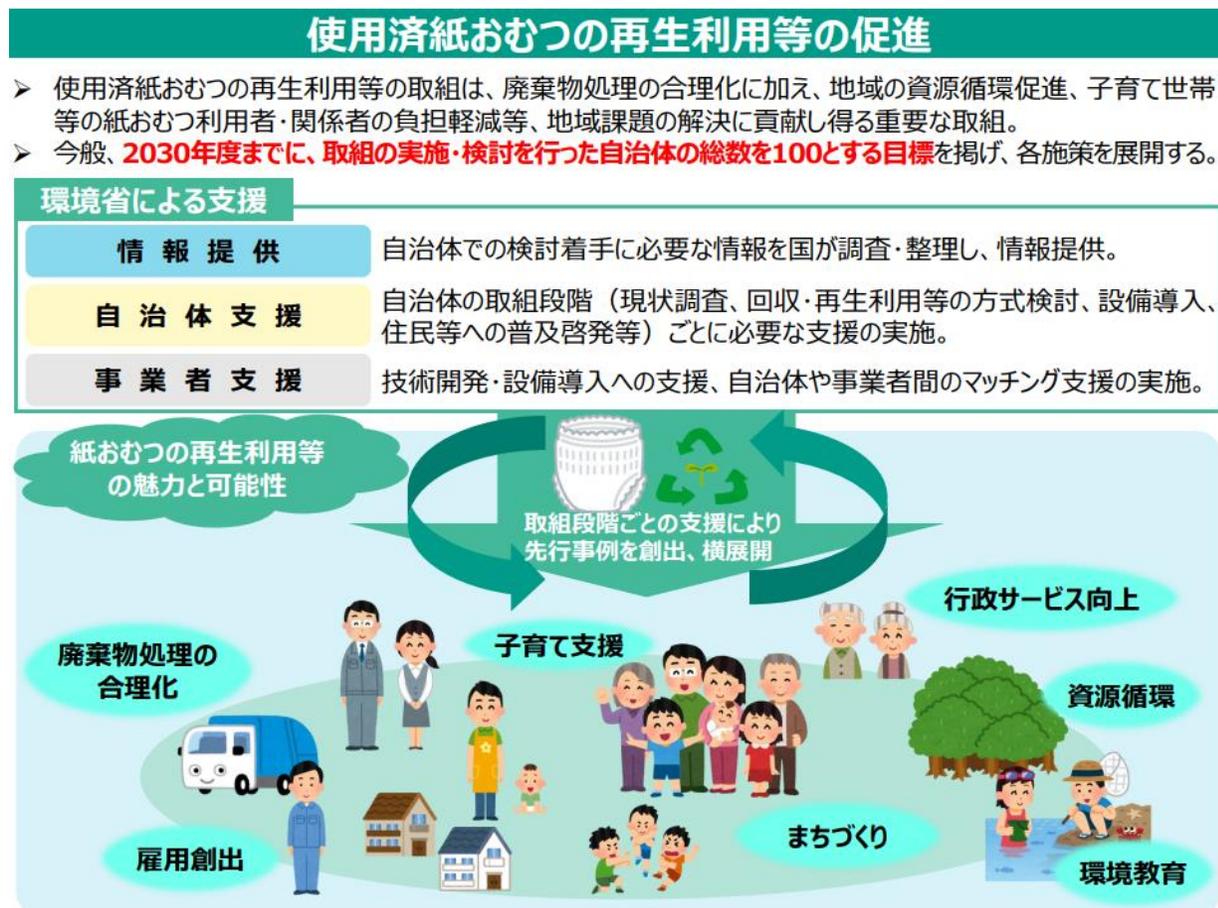


2022年度の実施世帯数は
約3割増加（2018比）

高齢化に係る取組の先進事例

○使用済み紙おむつの資源化に向けた取組（環境省）

- ・環境省では**使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(2020.3)**を策定しており、また、再生利用等に関する自治体・事業者向けパンフレットを作成



環境省「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」啓発パンフレット

環境省
Ministry of the Environment

適正な分別回収 & 再生利用で 使用済み紙おむつを、 資源に変えませんか。

超高齢化社会が進むにつれて、年々増えつつある紙おむつごみは、各自治体の焼却施設や環境に負荷をかけつつあります。現在の処理システムが限界を迎える前に、ごみの減量化・再資源化につながり、環境にもやさしい使用済み紙おむつの再生利用を推進しませんか。

使用済み紙おむつには問題がいっぱい

増えつつある排出量

使用済み紙おむつの排出量(子ども用+大人用)は、208.1万トン/年(2015年)から、**244.9万トン/年(2030年)へと大きく増加する見込み**で、一般廃棄物全体の約7%まで割合が増える[※]と推計されています。

紙おむつ再生利用上の課題

紙おむつは、排泄物、パルプ、SAP(高分子吸水材)、その他プラスチック等から構成されており、再生資源の回収利用が困難。処分にあたって、焼却炉への負担や埋立処分場の圧迫といった問題が山積しています。

《使用済み紙おむつの組成》

※大規模紙おむつ実態調査(トータルケア・システム社)による

適切な分別回収と独自の再生技術を組み合わせることで

処分場・焼却炉への負担が ↓

CO2 排出量が ↓

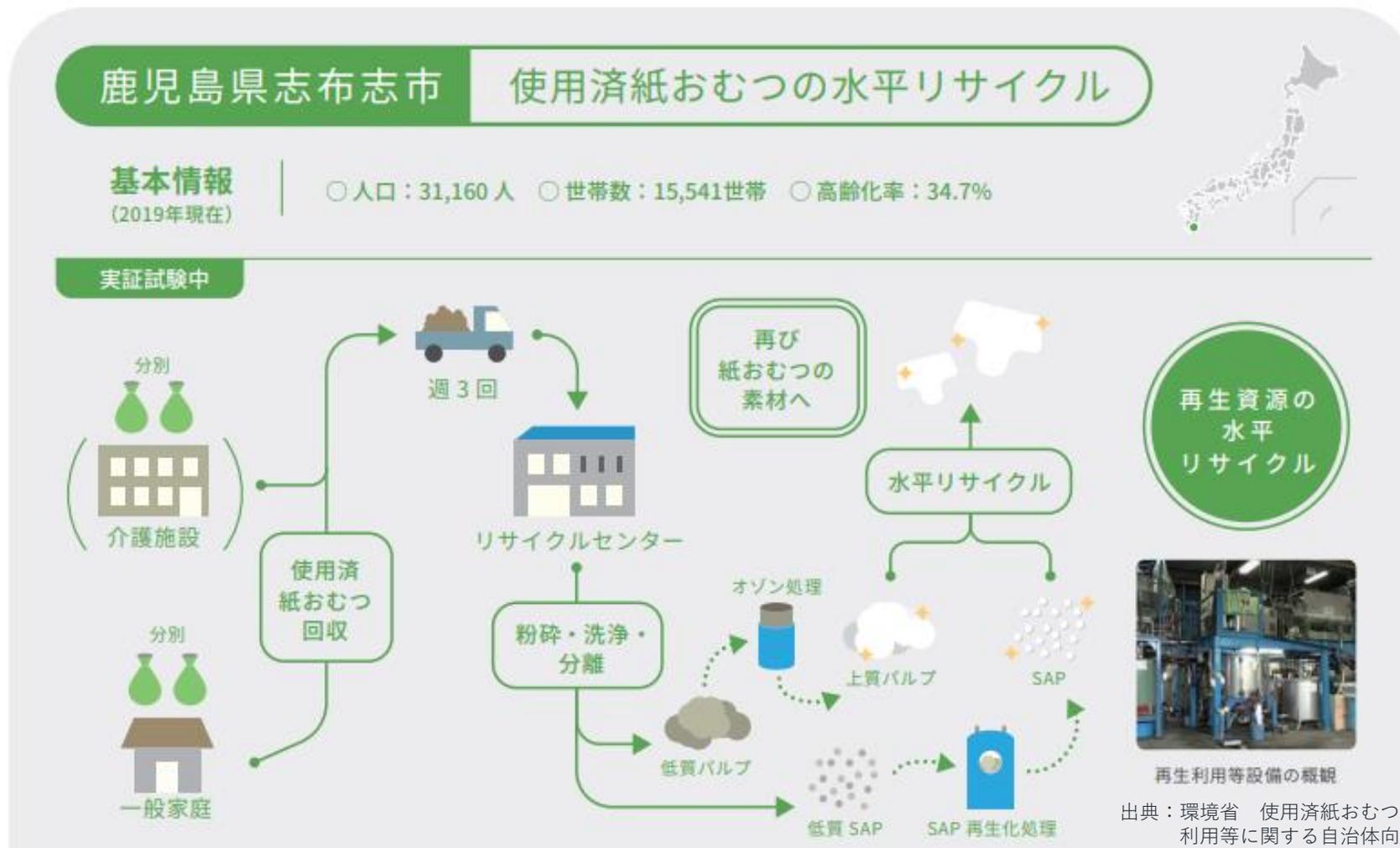
資源の有効利用が ↑

自治体・企業の評価が ↑

高齢化に係る取組の先進事例

○使用済み紙おむつのリサイクル事例（鹿児島県志布志市）

- ・志布志市では、水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収のモデル事業を実施（2016年度～）



2024年4月 志布志市は使用済み紙おむつの家庭からの全域回収を開始

ユニ・チャームのオゾン処理技術を活用し、再資源化を図り、世界初の紙おむつの「水平リサイクル」に取り組む

川崎市では、近隣に紙おむつをリサイクルできる施設はなく、多量排出に対応したリサイクル技術が確立していないこと、リサイクル処理料金の低減や収集運搬体制の構築等が課題

出典：環境省 使用済み紙おむつの再生利用等に関する自治体向けパンフレット

- 高齢者人口の増加に合わせた「ふれあい収集」の周知及び増加への対応
 - ・ 収集運搬体制の更なる効率化等の検討
- ごみの減量化・再資源化に向けた紙おむつのリサイクルの検討
 - ・ 高齢化の進展に伴い、増加する使用済み紙おむつへの対応は将来に向けて重要な課題であり
国や他都市の取組、事業者の技術開発等の状況を注視つつ検討

廃棄物に関する方向性

01 | 食品ロス

02 | 高齢化

03 | 経済的手法

04 | まち美化

05 | 災害廃棄物

06 | 生活排水

経済的手法に係る現状

○経済的手法とは

- ・インセンティブを与えることによって間接的に市民を誘導していく手法
(例 レジ袋の有料化、事業系廃棄物処理の有料化、資源集団回収の奨励金など)

○国の動向

- ・2016年 廃棄物処理法基本方針
市町村の役割…「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべき」
- ・2020年 容器包装リサイクル法（レジ袋有料化実施）

○本市の家庭系・事業系ごみ（一般廃棄物）の経済的手法による主な施策

- ・1990年 資源集団回収奨励金・報奨金制度導入
- ・2000年 事業系手数料導入
- ・2004年 粗大ごみ処理手数料導入
- ・2017年 事業系手数料改定 15円/kg
- ・2023年 粗大ごみ、し尿処理等の手数料改定

2014年「川崎市使用料・手数料の設定基準」
市全体の手数料のあり方として、負担の公平性・公正性の確保を目的に策定
手数料は対象経費の原則、受益者負担とし、見直しは、おおむね4年ごとに検討

- ・現行計画では市民の協力により、家庭系ごみは、1人1日あたりごみ排出量が政令指定都市最少となるなど、減量化・資源化にむけ順調に推移していることから、粗大ごみを除く家庭系ごみは未実施
- ・国や他都市の動向・実施状況等を調査研究するなど検討を継続

(参考) 家庭系ごみの有料化実施状況

○政令市における家庭系ごみの有料化実施状況（2024.9 川崎市調査）※粗大ごみ除く
 20都市中 9 都市で家庭系ごみの有料化を実施（県内政令市では未実施）

都市名	有料化の有無	実施時期	都市名	有料化の有無	実施時期
札幌市	有	2009年	名古屋市	—	—
仙台市	有	2008年	京都市	有	2006年
さいたま市	—	—	大阪市	—	—
千葉市	有	2014年	堺市	—	—
横浜市	—	—	神戸市	—	—
川崎市	—	—	岡山市	有	2009年
相模原市	—	—	広島市	—	—
新潟市	有	2008年	北九州市	有	1998年
静岡市	—	—	福岡市	有	2005年
浜松市	有※	未定	熊本市	有	2009年

※手数料は、条例改正済みであるが、実施時期は当面未定

(参考) 事業系一般廃棄物処理手数料

○政令市における事業系一般廃棄物処理手数料 (2024.4月時点各都市HP調べ)

本市を除く19都市の平均は15.3円/kgであり、本市手数料は平均額

都市名	処理手数料
札幌市	20円/kg
仙台市	15円/kg
さいたま市	24円/kg
千葉市	27円/kg
横浜市	13円/kg
川崎市	15円/kg
相模原市	25円/kg
新潟市	13円/kg
静岡市	11円/kg
浜松市	12.5円/kg

都市名	処理手数料
名古屋市	20円/kg
京都市	10円/kg
大阪市	9円/kg
堺市	17円/kg
神戸市	8円/kg
岡山市	18円/kg
広島市	10.1円/kg
北九州市	10円/kg
福岡市	14円/kg
熊本市	15円/kg

※各自治体の廃棄物処理事情や設定基準により処理手数料額を設定

- ごみの減量化・資源化や他都市の動向等を踏まえ、引き続き、経済的手法を検討
 - ・ 既存の手数料については、本市の「使用料・手数料の設定基準」に基づき概ね4年ごとに検討
 - ・ 未実施の品目については、ごみの減量化・資源化の状況を注視しつつ、国や他都市の動向等についても、引き続き、調査研究するなど検討を継続

廃棄物に関する方向性

01 | 食品ロス

02 | 高齢化

03 | 経済的手法

04 | まち美化

05 | 災害廃棄物

06 | 生活排水

まち美化に係る現状と課題

○本市におけるまち美化（主にポイ捨て）の状況等

【課題】ポイ捨て防止などの「美化対策」の推進は多くの自治体で高い政策課題となっている
本市でも駅周辺や公園、道路の沿道などへの空き缶、タバコなどのポイ捨てが散見される

※ポイ捨て行為は、モラルに起因するところが大きく、一人ひとりの美化意識の向上が重要
市民の意識醸成を図るため、『みんなの力できれいなまちに』の発想のもと、
①ポイ捨てはしない、②ごみは持ち帰る、③地域の美化活動に参加するなど、
町内会や商店街、事業者等と連携して、情報発信や美化活動、キャンペーン等のPR活動が効果的



ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーン

○本市におけるまち美化（主にポイ捨て）の取組

- ・ポイ捨て禁止条例に基づき、散乱防止重点区域の指定（市内7カ所）
- ・路上喫煙防止の取組と連携したポイ捨て禁止等啓発キャンペーン（2023年度78回開催）
- ・生活環境保全対策業務員による散乱防止重点区域を中心にパトロール（2023年度195回実施）
- ・SNSを活用し、美化活動の様子の「見える化」
- ・廃棄物減量指導員と連携した排出遵守指導。対策が必要な集積所の改善に向けた対応（2023年度209回）



3 R 推進デーにおける啓発活動

(参考) 本市のポイ捨て禁止条例

○本市のポイ捨て禁止条例

- ・川崎市では、飲料容器等の散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進及び市民の生活環境の向上を目的として、1995年に「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(通称：ポイ捨て禁止条例)」を施行
- ・道路、広場、公園、河川その他公共の場所に、空き缶やペットボトルなどの飲料容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすのポイ捨てを禁止

POINT

① 川崎市内全域がポイ捨て禁止です。



飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすを道路、広場、公園、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはいけません。

② 散乱防止重点区域を指定しています。

ポイ捨て禁止条例の対象は、市内全域ですが、主要駅周辺など特に散乱を防止する必要がある区域を「散乱防止重点区域」に指定しています。

※路上喫煙防止条例においても重点区域に指定されています。



まち美化に係る新たな取組

○本市におけるまち美化（主にポイ捨て）の取組

- ・ より多くの若者世代が環境美化に関心をもち、楽しみながら清掃活動に参加できるように「ゲーム感覚で楽しく、試合のように熱くなれるごみ拾い」をコンセプトとした清掃イベントを開催



2023年11月12日（日）
参加者：11大学・162名
場 所：高津区新二子橋付近

※「大学対校！ゴミ拾い甲子園」
2013年から全国各地で開催されている
大学生を対象とした清掃イベント

回収量：約150kg（8,721個）
プラスチックが約7割
多い順に容器包装, たばこ, ポリ袋等

- 各主体が行っているまち美化活動をネットワーク化し地域等の連携の輪を拡大
 - ・町内会や企業、ボランティア活動団体、若者等の各主体の美化活動を尊重しながらも、相互に連携できるような仕組みを構築し、きれいなまちづくりに向けた取組を促進
- まち美化の活動の可視化による市民・事業者の美化意識の向上及び醸成
 - ・SNSの活用や市HPやポータルサイト等を作成して、市内の美化活動の情報を集約し伝える発信

廃棄物に関する方向性

01 | 食品ロス

02 | 高齢化

03 | 経済的手法

04 | まち美化

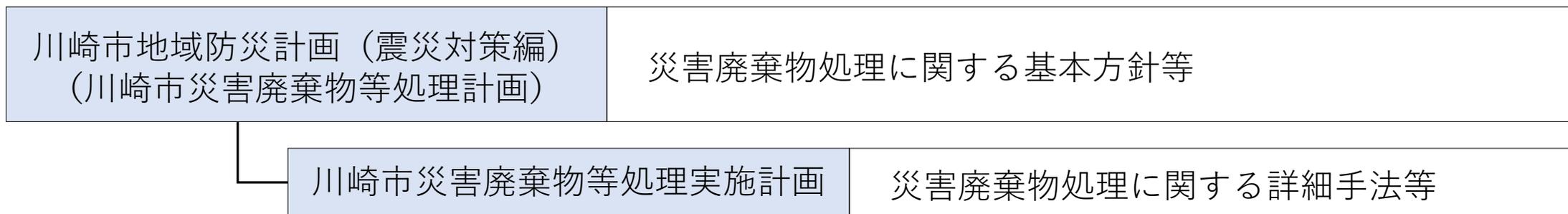
05 | 災害廃棄物

06 | 生活排水

災害廃棄物に係る現状

○災害廃棄物の計画の位置づけ

- ・本市では「川崎市地域防災計画（震災対策編）」の中に「川崎市災害廃棄物等処理計画」を位置付けており、その下により詳細な「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」を策定
- ・次期廃棄物処理基本計画では災害廃棄物について大きな方向性を示していくもの



川崎市災害廃棄物等処理計画における基本方針（参考）

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 計画的な処理 | 被災状況を踏まえた、処理体制の構築による災害廃棄物等の処理の推進 |
| (2) 生活環境の保全 | 周辺環境への配慮や公衆衛生の悪化防止 |
| (3) 再使用・再資源化の徹底 | 最終処分量の低減のための様々な手法を用いた分別の徹底 |
| (4) 適切な情報発信 | 平時(発災前)や発災後における災害廃棄物等の処理に関する情報の適切な発信 |
| (5) 適正な保管・管理 | 円滑な災害廃棄物処理のための仮保管場所の設置等による適切な保管・管理 |

災害廃棄物に係る課題

○自然災害などの緊急時に備えた対応の強化

【課題】災害廃棄物（片付けごみ）は、市収集や民間団体、近隣自治体などとの連携により処理を行っているが今後も見込まれる大規模災害や感染症流行等の緊急時に備えて更なる連携体制強化が必要

令和元年東日本台風時の災害廃棄物の状況



災害廃棄物に係る取組

○災害廃棄物の広域処理における支援の実施

- ・ 2024年能登半島地震において、石川県内で発生した建物の解体等に伴う災害廃棄物を横浜市及び川崎市が所有している鉄道輸送用コンテナを活用し、石川県内から都内等の貨物駅に鉄道輸送で運搬
貨物駅から運搬車で、焼却場に搬入し、焼却処理(2024年9月27日から開始)



可燃性混合廃棄物
(能登半島地震災害廃棄物)



鉄道輸送コンテナ

災害廃棄物に係る取組

○民間事業者等の連携状況

- ・災害発生時に迅速に対応するため、平時から業界団体等と協定を締結
また、横浜市とは2023年8月に「ごみ焼却処理施設の緊急停止等に伴う相互支援協定書」を締結

分類	協定内容	協定事業者
災害廃棄物等	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	神奈川県産業資源循環協会
	地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会
	地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定	神奈川県建物解体業協会 川崎市建物解体業協同組合 川崎建設業協会
収集運搬	地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定	資源物等収集運搬委託業者

○災害廃棄物に係る平時からの広報

- ・災害廃棄物の分別排出方法について
既存の広報紙やホームページに掲載の他
イベントにおいて市民向けに広報を実施



■収集処理体制の強化

- ・震災、風水害時の迅速な対応に向けた収集処理体制の構築
- ・災害訓練・人材育成の充実
- ・生活排水（トイレ）に関する安全・安心な収集・処理体制の推進

■他都市、民間事業者との連携体制の強化

- ・支援、受援を含めた近隣他都市との広域的な連携の推進
- ・迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施に向けた民間事業者との連携の強化

廃棄物に関する方向性

01 | 食品ロス

02 | 高齢化

03 | 経済的手法

04 | まち美化

05 | 災害廃棄物

06 | 生活排水

生活排水に係る国の動向及び本市の現状と課題

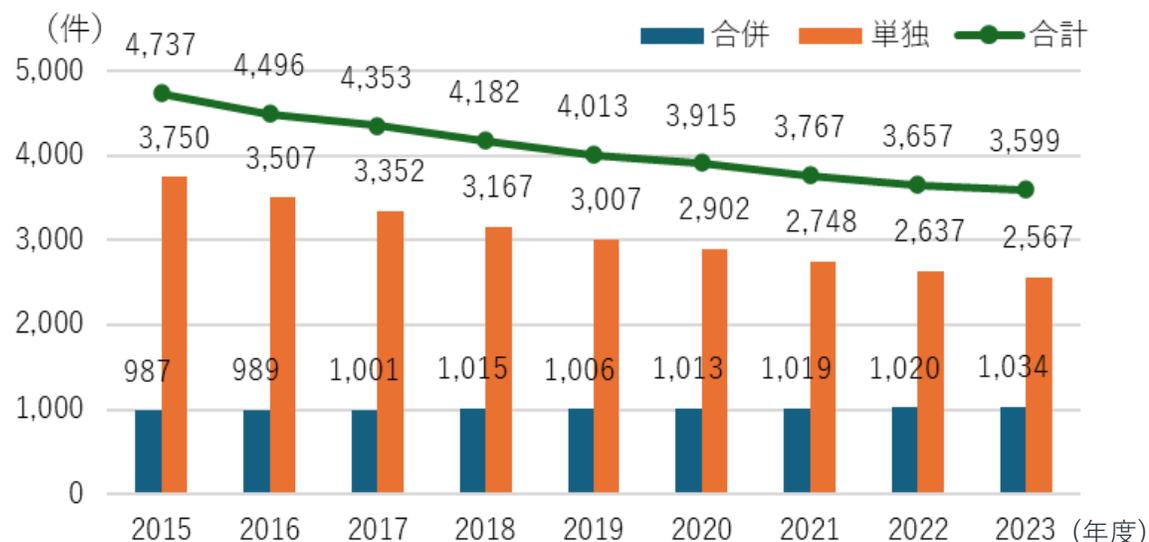
○浄化槽法改正（2019年9月）

- ・環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換促進のため、放置すると支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与等

○本市の浄化槽設置件数等

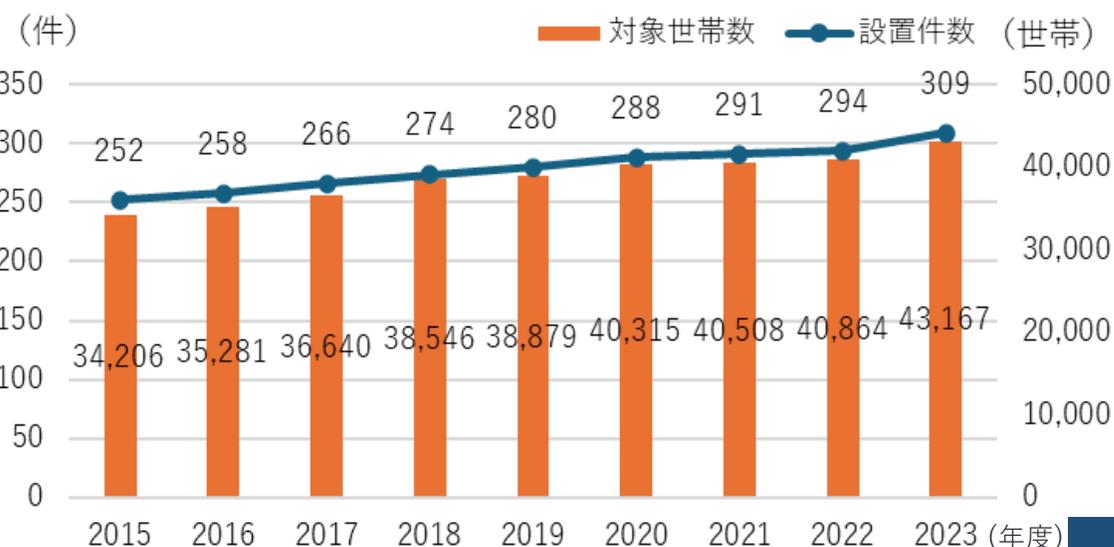
- ・全国の下水道普及率96.1%に対して、本市普及率は99.5%（2023年度末時点）
- ・設置件数は合併処理浄化槽は増加傾向、単独処理浄化槽設置件数は減少傾向
- ・未だ単独処理浄化槽が残っており、合併処理浄化槽への転換をさらに推進していく必要
なお、ディスポーザー排水処理システムは設置件数、対象世帯数ともに増加傾向

浄化槽設置件数の推移



※浄化槽数：事業所が設置含む

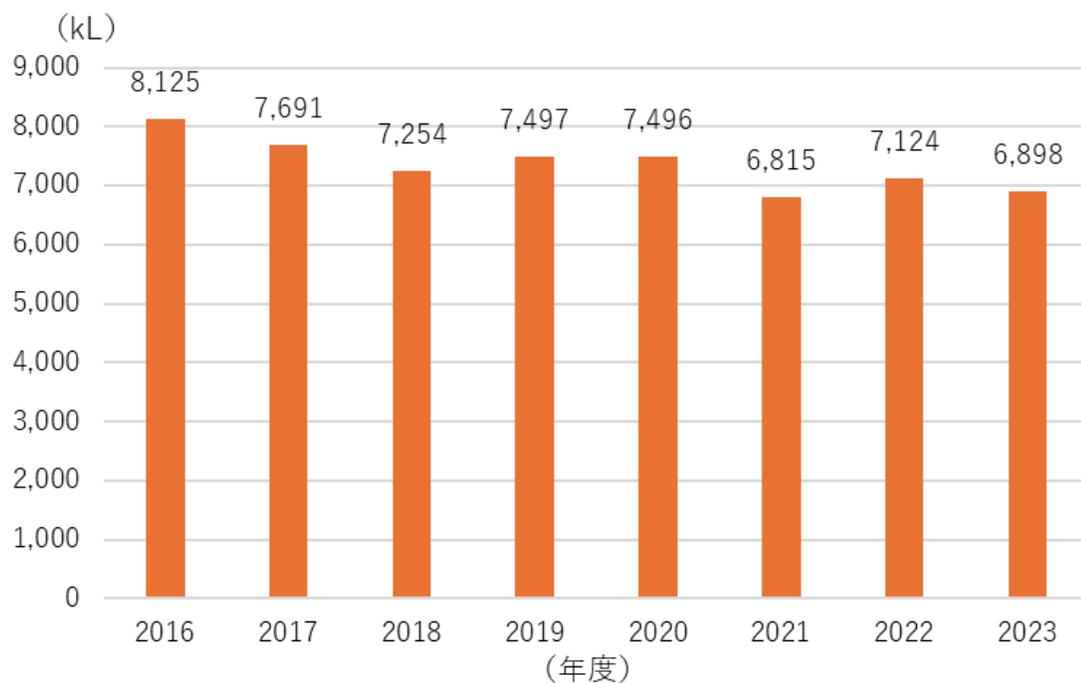
ディスポーザー排水処理システム設置件数の推移



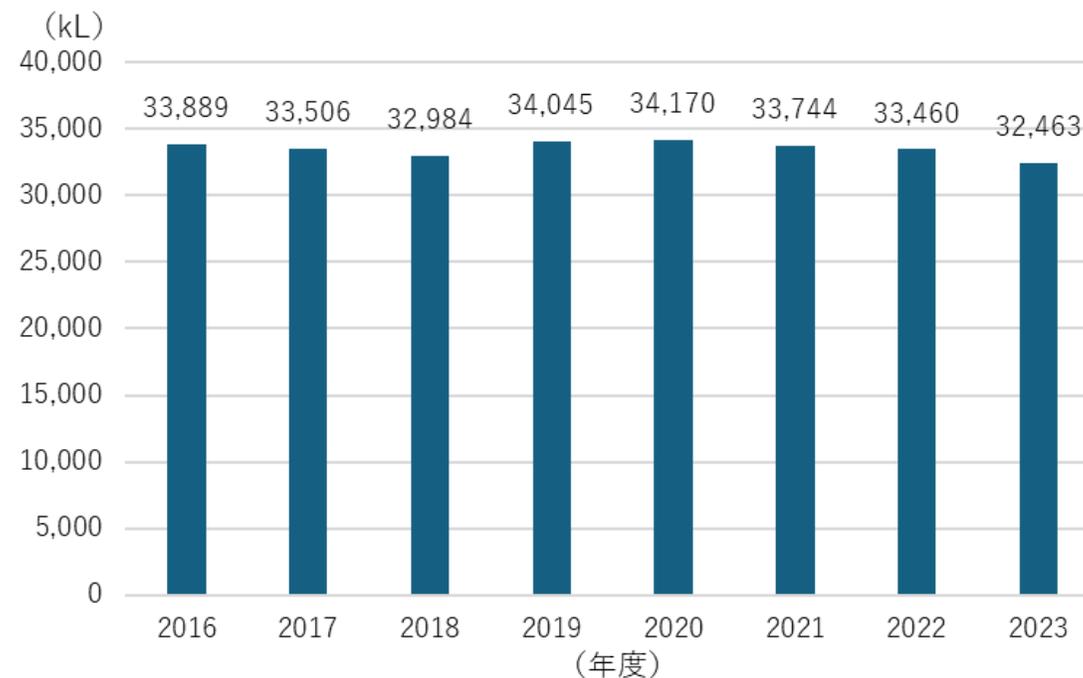
○本市のし尿・浄化槽汚泥収集量

- ・し尿収集量及び浄化槽等汚泥収集量は、ほぼ横ばい

し尿収集量の推移



浄化槽等汚泥収集量の推移



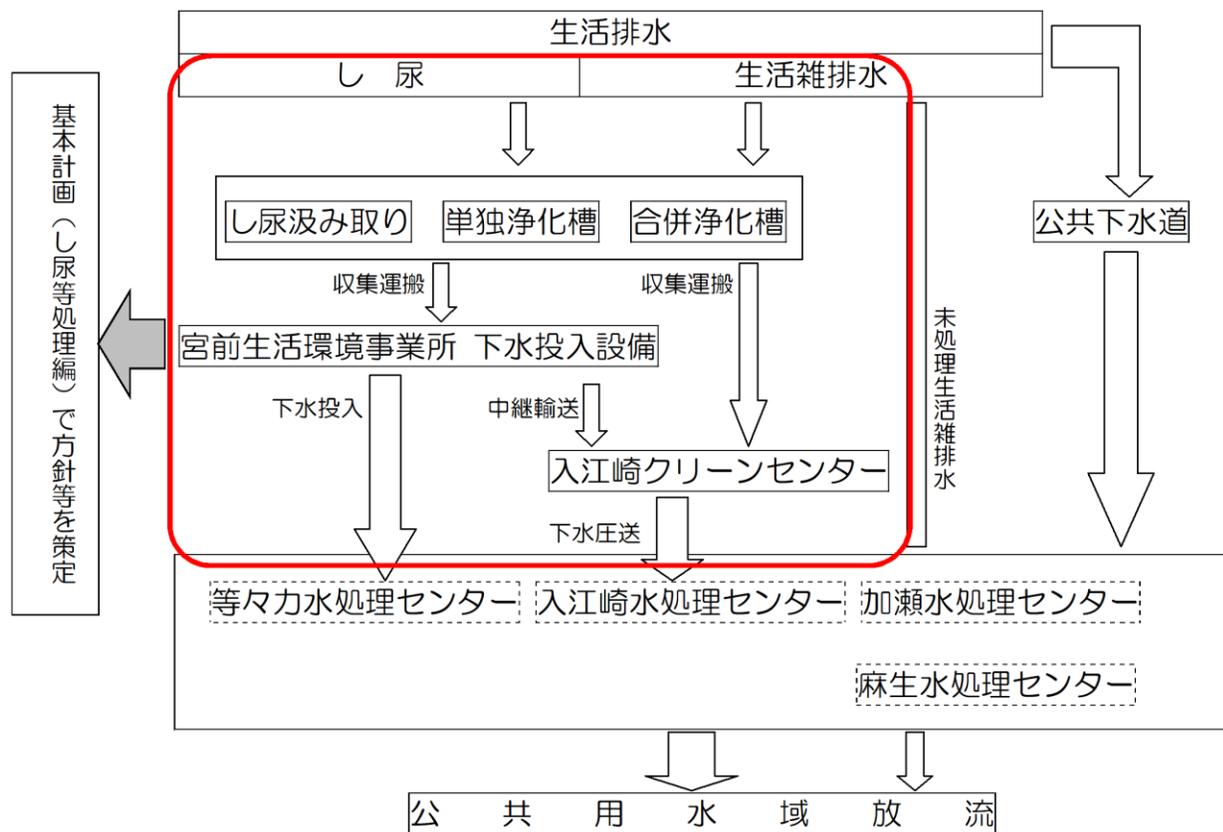
※浄化槽等：浄化槽、ディスポーザー汚泥、汚水槽

生活排水に係る現状

○本市の生活排水処理フロー及び関係施設

- ・ 2つの施設(宮前生活環境事業所と入江崎クリーンセンター)の**適切な維持管理が重要**

1 現在の生活排水処理フロー



2 し尿・浄化槽関係施設

●し尿圧送施設

区分	施設名	入江崎クリーンセンター
所在地		川崎市川崎区塩浜3-14-1
竣工年月		昭和51年11月
敷地面積		12,014.00㎡
建物延面積		2,327.05㎡
処理能力等		500kl/日 (公称処理能力) ※希釈倍率 3倍

●し尿中継輸送・下水投入施設

区分	施設名	宮前生活環境事業所
所在地		川崎市宮前区宮崎172
竣工年月		昭和63年3月
建物延面積		755.52㎡
処理能力等		し尿中継貯留槽 (容量100kl) 下水道投入設備 (100kl/日) ※希釈倍率 3倍

○本市のし尿等の適正処理

・ 手数料の改定

2023年4月より、し尿処理・汚泥処理・浄化槽等の清掃の手数料を改定

・ 浄化槽設置資金の助成・貸付

公共下水道が完備していない区域で浄化槽による水洗トイレの設置時に融資と助成を実施

・ 設置前事前協議の実施（浄化槽・ディスポーザー）

手引きに則り、適正に維持管理するための事前協議を実施

・ 浄化槽管理者への維持管理指導

清掃(年1回以上)、保守点検(年3～4回)、法定検査(毎年1回)
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

○災害時の適切な対策

・ 川崎市備蓄計画と備蓄数

2022年度に大規模災害に備えた災害用トイレの備蓄の計画数を達成

品目	計画数	備蓄数
仮設トイレ組立式	3,021基	3,023基
マンホールトイレ(上屋)	179基	443基
簡易トイレ組立式	4,805個	4,808個
携帯トイレ	1,415,800個	1,718,050個

・ 災害時の収集体制の確保

避難所への設置を必要と判断した災害用トイレは、設置予定場所、設置予定数、設置予定スケジュールを調整し、迅速に設置

災害用トイレ等からのし尿の収集は原則として発災後2日目から収集を実施

・ 仮設トイレ組立訓練

防災訓練や防災イベントでの災害用トイレの組立訓練を実施

■し尿の適正処理及び浄化槽の適正な維持管理

- ・浄化槽、ディスポーザー汚泥、汚水槽の適正処理
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進

■災害時も含めた安全・安心な収集・処理体制の推進

- ・平常時から国や周辺自治体と情報交換を行うなど、広域的な連携体制の構築
- ・災害用トイレ等のし尿収集運搬が衛生的かつ迅速に行える体制の整備